苦情処理等の報告について

平成22年2月18日苦情処理調査部会

	(H21) 苦情1	(H21) 苦情2
申出人	A	A
申出日	平成21年5月9日	平成21年5月9日
実施機関	教育委員会(指導課) 千葉県教育委員会委員長が行った開示決定(教指第2161号、平成21年4月8日) 主権者県民が決裁済みの情報を開示請求したところ、教育委員会委員長は決裁のために作成した起案文書の開示を行った。このような行為は他(者)の請求にも見られることであり、主権者県民の請求行為を愚弄するものである。	教育委員会(指導課) 千葉県教育委員会委員長が行った 開示決定(教指第2161号、平成21 年4月8日) 開示と称し個人情報を漏えいした
調査委員	井上委員、大田委員 平成21年11月10日(申出人口頭調査)	報か記録された情報を平然と公にした。かかる行為は厳正に処断しなければ多くの主権者県民の権利を侵害することとなる。 井上委員、大田委員 平成21年11月10日(申出人口頭調査)
調査の状況	平成21年12月17日(実施機関回答書受付)	平成21年12月17日(実施機関回答書受付)
明ヨシハハ	T)从21下12月11日(大)地域内凹台目文门)	一次31平12月11日(天 <b>旭</b> /
苦情処理部会	平成21年6月25日(処理方針の検討)	平成21年6月25日(処理方針の検討)
審議状況	平成22年1月21日(処理結果の検討)	平成22年1月21日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成22年2月4日	平成22年2月4日
処理結果	(1)対象行政文書の特定に係る事務処理について 本件請求書を見分したところ、「開示請求する行政文書の件名又は内容」 欄には、本件施行文書の件名に加えて「(教育庁保有分、起案書含む配布 した現物)」と記載されており、本件施行文書及びその起案文書が本件請 求の対象であるといった申出人の主張は是認できる。 一方、本件請求書に記載された内容から、本件請求に係る行政文書を本 件施行文書の起案文書のみであると解することはできない。 実施機関は、請求内容をすべて満たす行政文書として起案文書のみを特 定するのであれば、開示決	開示文書とともに本件文書の写しを 交付したことに対する苦情であると認 められる。 本件文書には、開示請求者である 申出人の氏名及び住所が記載され

	(H21)苦情3	(H21)苦情4
申出人	В	С
申出日	平成21年8月12日	平成21年10月20日
実施機関	知事(政策法務課)	教育委員会(指導課)
苦情の内容	1. 情報公開コーナーに検索資料等が置かれていなかった。 分かりやすく利用しやすい検索資料等がないと、開示請求するさいに大変に不便です。 2. 情報公開コーナーにおいて県民(利用者)のプライバシーが確保されていなかった。 県民(利用者)のプライバシーを十分に確保してください。 私が調査活動をしているところを、他の利用者にあまり見られたくありません。	内の受験生及び保護者に広く周知されるべき基本情報と考えるが、千葉県では非公開となっている。予定人員は、受験生が志望校を検討する上でなくてはならない情報のひとつであ
調査委員	伊藤委員、桑波田委員	菅野委員、澤田委員
阿丑女兵	平成21年11月2日(申出人口頭調查)	平成21年11月26日(申出人口頭調査)
調査の状況	平成21年11月2日(平田八日頭間里)	平成21年12月4日(実施機関回答書受付)
<b>胴重</b> ツ.人	平成22年1月6日(実施機関回答書受付)	平成21年12月14日(実施機関口頭調査)
苦情処理部会	1//000   1// VE (X//0//A/H   1   1//)	
審議状況		平成22年1月21日(処理結果の検討)
処理結果通知	平成22年2月2日	平成22年2月1日
処理結果	(1)情報公開コーナーに検索資料等が置かれていなかったという苦情について 苦情の申出時に県HPに掲載されていた検索資料では、検索に資する資料として不足であったと思料されたものであるが、実施機関において、県HPに掲載されている「行政文書目録」及び所属ごとの行政文書の分類を記載した「ファイル管理表」等が閲覧可能なパソコンを設置する等、事務に改善が認められたものである。 検索した行政文書が本当に自分の望む行政文書か、開示請求前に知ることができれば、不要な請求をしなくて済むとの申出人の主張は理解できるものであ	ている。また、帰国子女の入学許可 候補者予定人員は、いわゆる募集定 員ではなく、あくまで特色ある入学者 選抜の選抜枠の一部で、その数を保 証するものではなく、受験生が誤解を

	(H21)苦情5	(H21)苦情6	(H21)苦情7
申出人	D	D	D
申出日	平成21年12月25日	平成21年12月25日	平成21年12月25日
	知事(千葉地域整備センター) H21年11月20日付情報公開請求(受付912番) 請求のあった日から30日以内に実施機関から何らも通知が無い。 公開請求から1ヶ月(30日)を過ぎて現在(H21.12.22)迄、実施機関から開示・不開示の決定もなく、千葉県情報公開条例第8条、12条、13条違反をしている事実について	実施機関から何らの通知が無い。 千葉県情報公開条例第8条、12 条、13条違反をしている事実につい	する対応 H21年9月25日付葛南地域整備センター高瀬分庁舎に対する公文書情報公開請求(受付701番)について
調査委員	井上委員、橋本委員	井上委員、橋本委員	井上委員、橋本委員
网旦女员	71.工安县、100个安县	<b>月工安良、順个安良</b>	万工 <b>女员、顺</b> 个女员
調査の状況			
苦情処理部合	平成22年1月21日(処理方針の検討)	 平成22年1月21日(処理方針の検討)	平成22年1月21日(処理方針の検討)
審議状況	アペロロ   177日1日 (人ご生27) 半[マパ大日]/	1720日   17301日 (大学生力 生)*27次月リ	
処理結果通知			
処理結果			

	(H21) 苦情8	(H21) 苦情9
申出人	E	F
申出日	平成22年1月20日	平成22年1月23日
実施機関	知事(安房地域整備センター) 答申書の写しを送付したまま放置	知事(政策法務課) 情報公開センターの受付けの苦情
苦情の内容	(H21. 10. 21安整第903~908号) 異議申立ては部分開示決定処分 の取消しを求めたのに同処分を取消 そうとしない。 1. 耐震偽装が明らかになる部分を千葉県情報公開審査会が開示するよう 答申したため放置 2. 県職員が決定手続きを理解していない。	を訴えます。 平成19年3月30日、建築指導課の 副課長が〇〇の提出した報告書を私 に渡すといって情報公開センターへ 連れて行き、センターの女性職員が1
調査委員	伊藤委員、藤井委員	菅野委員、柳瀨委員
調査の状況		
苦情処理部会	平成22年1月21日(処理方針の検討)	
審議状況		
処理結果通知		
処理結果		

# 第4号様式(第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 3 7 号 平成 2 2 年 2 月 4 日

○○○様

千葉県情報公開推進会議 会長 多賀谷 一照

平成21年5月9日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

### 1 苦情の内容

(H21) 苦情事案1:平成21年5月9日付け

千葉県教育委員会委員長が行った開示決定(教指第2161号、平成21年4月8日)

主権者県民が決裁済みの情報を開示請求したところ、教育委員会委員長は決裁のために作成した起案文書の開示を行った。このような行為は他(者)の請求にも見られることであり、主権者県民の請求行為を愚弄するものである。

## 2 調査の概要

平成21年 5月11日 苦情の申出書の受付

平成21年 6月25日 苦情処理調査部会で処理方針の検討

平成21年11月10日 申出人から苦情の趣旨等の聴取

平成21年11月27日 実施機関への書面による調査

平成21年12月17日 実施機関から調査回答書の受付

平成22年 1月21日 苦情処理調査部会で審議

### 3 処理結果

### 処理結果

(1) 苦情の趣旨について

本苦情の趣旨を申出人に確認したところ、千葉県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対して、平成20年12月5日付け教指第1447号「平成19年度生徒の退学及び原級留置者数に関する調査及び平成19年度高等学校における長期欠席の状況等の調査結果について(送付)」(以下「本件施行文書」という。)の開示を求めるというものであった。

そうすると、本苦情は行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情であり、千葉県情報公開条例(以下「条例」という。)第27条の2第3項第2号の規定により、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。

しかし、申出人が苦情の理由として、本苦情に係る開示請求(以下「本件請求」という。)の事務処理における実施機関の申出人への対応について述べていること等にかんがみ、当推進会議の苦情処理調査部会(以下「部会」という。)では、本件請求を受け付けてから本苦情に至るまでの実施機関の対応に問題がなかったか、実施機関への調査結果等に基づき検証した。

(2) 対象行政文書の特定に係る事務処理について

ア 申出人は、苦情の申出書において、「本件の請求の場合、特に 『起案書含む配布した現物』と決裁済みの情報を特定請求してお り」と述べている。

また、申出人は、苦情の趣旨等の聴取において、本件施行文書 及びその起案文書を開示請求した旨述べている。

- イ これに対して実施機関は、調査回答書において、送付した通知 文等の写しを保管していなかったので、通知文に代わるもの(請 求内容をすべて満たすもの)として起案文書を特定した旨の説明 をしている。
- ウ 部会で本件請求に係る行政文書開示請求書(以下「本件請求書」 という。)を見分したところ、「開示請求する行政文書の件名又 は内容」欄には、本件施行文書の件名に加えて「(教育庁保有分、 起案書含む配布した現物)」と記載されており、本件施行文書及び その起案文書が本件請求の対象であるといった申出人の主張は是 認できる。

一方、本件請求書に記載された内容から、本件請求に係る行政 文書を本件施行文書の起案文書(以下「本件起案文書」という。) のみであると解することはできない。

エ そうすると、実施機関は、請求内容をすべて満たす行政文書として本件起案文書のみを特定するのであれば、開示決定等を行う前に、申出人にその旨を説明し開示請求の内容を確認すべきであり、申出人に説明も確認もせずに本件施行文書を本件請求に係る行政文書として特定しなかった実施機関の事務処理は不適切であったと言わざるを得ない。

したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意 見を通知した。

- (3) 行政文書の管理について
  - ア 行政文書は、開示請求権の客体であり、開示の適正かつ円滑な 実施のためには、適正に管理されている必要があり、条例第29 条第1項で「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資す るため、行政文書を適正に管理するものとする。」と規定されて いる。
  - イ 申出人は、苦情の趣旨等の聴取において、本件施行文書を発出 した教育庁教育振興部指導課は、各県立高等学校からの問い合わ せに答えるために当該文書の写しを保有しているはずである旨の 主張をしている。

また、申出人は、実施機関が起案文書を開示するようになったのは2、3年前からで、それまでは「現物」を開示していた旨の主張をしている。

- ウ 部会としては、上記イの申出人の主張を、実施機関において本件施行文書の写しを保有していないことを問題視しているものと解し、実施機関が本件施行文書の写しを保有していないことが、行政文書の管理上、問題があるのか否か以下検証する。
- エ 実施機関からの調査回答書によれば、起案文書は、千葉県教育 庁等行政文書規程(以下「文書規程」という。)別記第12号様 式の起案用紙、施行文の案、参考資料などから構成されており、 起案した文書は、決裁が終わった後、文書規程第39条の規定に より起案者が浄書と照合をした上で施行するので、決裁文書と施 行した文書は同じ内容になるとのことである。

また、施行した文書の写しの保存に関する特段の定めはなく、個々の業務の必要に応じて写しを保存しているとのことであり、

	写しを保存している場合には、その写しを特定して開示すること
	が可能であるとのことである。
	オ 部会で文書規程を見分したが、本件施行文書のように書面で決
	裁をした文書については、施行した文書の写しの保存に関する特
	段の定めは認められなかった。
	また、文書規程に基づき浄書及び照合を行っているので決裁文
	書と施行した文書は同じ内容であるという実施機関の説明も合理
	的であり是認できる。
	したがって、実施機関が施行した文書の写しを保有していない
	ことをもって、実施機関の行政文書の管理に問題があると判断す
	ることはできない。
	(4) その他
	本件請求に係る実施機関のそのほかの事務処理に不適正な点は認
	められなかった。
調査委員	井上隆行 大田恭子

<sup>※</sup> 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

(H21)苦情1

情 公 推 第 3 6 号 平成 2 2 年 2 月 4 日

千葉県教育委員会委員長 天笠 茂 様

千葉県情報公開推進会議 会長 多賀谷 一照

千葉県教育委員会の情報公開に係る事務について(通知)

平成21年11月27日付け情公推第31号の2で通知した苦情調査について、当推進会議の苦情処理調査部会において検討した結果、貴委員会の情報公開に係る事務に改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開条例第27条の2第4項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第8条第3項の規定により、別紙のとおり、是正等に関する意見を通知します。

別紙

# 苦情調査結果

# 1 苦情の内容

(H21) 苦情事案1:平成21年5月9日付け

千葉県教育委員会委員長が行った開示決定(教指第2161号、平成21年4月8日) 主権者県民が決裁済みの情報を開示請求したところ、教育委員会委員長は決裁のため に作成した起案文書の開示を行った。このような行為は他(者)の請求にも見られるこ とであり、主権者県民の請求行為を愚弄するものである。

# 2 調査結果の概要

# (1) 苦情の趣旨について

本苦情の趣旨を申出人に確認したところ、千葉県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対して、平成20年12月5日付け教指第1447号「平成19年度生徒の退学及び原級留置者数等に関する調査及び平成19年度高等学校における長期欠席の状況等の調査結果について(送付)」(以下「本件施行文書」という。)の開示を求めるというものであった。

そうすると、本苦情は行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに 係る苦情であり、千葉県情報公開条例(以下「条例」という。)第27条の2第3項第 2号の規定により、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でな い。

しかし、申出人が苦情の理由として、本苦情に係る開示請求(以下「本件請求」という。)の事務処理における実施機関の申出人への対応について述べていること等にかんがみ、当推進会議の苦情処理調査部会(以下「部会」という。)では、本件請求を受け付けてから本苦情に至るまでの実施機関の対応に問題がなかったか、実施機関への調査結果等に基づき検証した。

# (2) 対象行政文書の特定に係る事務処理について

ア 申出人は、苦情の申出書において、「本件の請求の場合、特に『起案書含む配布した現物』と決裁済みの情報を特定請求しており」と述べている。

また、申出人は、苦情の趣旨等の聴取において、本件施行文書及びその起案文書を開示請求した旨述べている。

イ これに対して実施機関は、調査回答書において、送付した通知文等の写しを保管 していなかったので、通知文に代わるもの(請求内容をすべて満たすもの)として 起案文書を特定した旨の説明をしている。

ウ 部会で本件請求に係る行政文書開示請求書(以下「本件請求書」という。)を見分したところ、「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄には、本件施行文書の件名に加えて「(教育庁保有分、起案書含む配布した現物)」と記載されており、本件施行文書及びその起案文書が本件請求の対象であるといった申出人の主張は是認できる。

一方、本件請求書に記載された内容から、本件請求に係る行政文書を本件施行文 書の起案文書(以下「本件起案文書」という。)のみであると解することはできない。

エ そうすると、実施機関は、請求内容をすべて満たす行政文書として本件起案文書 のみを特定するのであれば、開示決定等を行う前に、申出人にその旨を説明し開示 請求の内容を確認すべきであり、申出人に説明も確認もせずに本件施行文書を本件 請求に係る行政文書として特定しなかった実施機関の事務処理は不適切であったと 言わざるを得ない。

# (3) 行政文書の管理について

- ア 行政文書は、開示請求権の客体であり、開示の適正かつ円滑な実施のためには、 適正に管理されている必要があり、条例第29条第1項で「実施機関は、この条例 の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。」と規 定されている。
- イ 申出人は、苦情の趣旨等の聴取において、本件施行文書を発出した教育庁教育振 興部指導課は、各県立高等学校からの問い合わせに答えるために当該文書の写しを 保有しているはずである旨の主張をしている。

また、申出人は、実施機関が起案文書を開示するようになったのは2、3年前からで、それまでは「現物」を開示していた旨の主張をしている。

- ウ 部会としては、上記イの申出人の主張を、実施機関において本件施行文書の写し を保有していないことを問題視しているものと解し、実施機関が本件施行文書の写 しを保有していないことが、行政文書の管理上、問題があるのか否か以下検証する。
- エ 実施機関からの調査回答書によれば、起案文書は、千葉県教育庁等行政文書規程 (以下「文書規程」という。)別記第12号様式の起案用紙、施行文の案、参考資料 などから構成されており、起案した文書は、決裁が終わった後、文書規程第39条 の規定により起案者が浄書と照合をした上で施行するので、決裁文書と施行した文 書は同じ内容になるとのことである。

また、施行した文書の写しの保存に関する特段の定めはなく、個々の業務の必要に応じて写しを保存しているとのことであり、写しを保存している場合には、その

写しを特定して開示することが可能であるとのことである。

オ 部会で文書規程を見分したが、本件施行文書のように書面で決裁をした文書については、施行した文書の写しの保存に関する特段の定めは認められなかった。

また、文書規程に基づき浄書及び照合を行っているので決裁文書と施行した文書は同じ内容であるという実施機関の説明も合理的であり是認できる。

したがって、実施機関が施行した文書の写しを保有していないことをもって、実 施機関の行政文書の管理に問題があると判断することはできない。

## (4) その他

本件請求に係る実施機関のそのほかの事務処理に不適正な点は認められなかった。

3 情報公開推進会議(苦情処理調査部会)の意見

本件請求書に記載された内容から、本件請求に係る行政文書は本件施行文書及び本件起案文書であると解するのが相当である。

実施機関は、請求内容をすべて満たす行政文書として本件起案文書のみを特定するのであれば、開示決定等を行う前に、申出人にその旨を説明し開示請求の内容を確認すべきであり、申出人に説明も確認もせずに本件施行文書を本件請求に係る行政文書として特定しなかった実施機関の事務処理は不適切であったと言わざるを得ない。

実施機関は、開示請求に係る行政文書の特定に当たっては、必要に応じて請求者に開 示請求の内容を確認するなどして、条例に則った適切な事務処理をするのが相当である。

## 第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 3 9 号 平成 2 2 年 2 月 4 日

○○○様

千葉県情報公開推進会議 会長 多賀谷 一照

平成21年5月9日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

1 苦情の内容

(H21) 苦情事案2:平成21年5月9日付け 千葉県教育委員会委員長が行った開示決定(教指第2161号、平成21年4月8日)

教育委員会委員長が開示と称し個人情報を漏えいした事実 教育庁指導課担当職員は個人情報が記載された情報を平然と公にし た。かかる行為は厳正に処断しなければ多くの主権者県民の権利を侵 害することになる。

2 調査の概要

平成21年 5月11日 苦情の申出書の受付 平成21年 6月25日 苦情処理調査部会で処理方針の検討 平成21年11月10日 申出人から苦情の趣旨等の聴取 平成21年11月27日 実施機関への書面による調査 平成21年12月17日 実施機関から調査回答書の受付 平成22年 1月21日 苦情処理調査部会で審議

### 処理結果

- 3 処理結果
- (1)本事案は、千葉県教育委員会(以下「実施機関」という。)が平成21年4月8日付け教指第2161号による行政文書開示決定に係る行政文書(以下「開示文書」という。)の開示を写しの交付により行った際に、開示文書とともに「行政文書開示請求書について(送付)(平成21年3月19日付け政法第2651号)」という文書(以下「本件文書」という。)の写しを交付したことに対する苦情であると認められる。
- (2) 実施機関に確認したところ、本件文書の写しが開示文書に混入した原因は、開示文書を用意するために起案文書からコピーをとった際に、誤って本件文書もあわせてコピーをとったためと考えられるとのことである。
- (3) 本件文書には、開示請求者である申出人の氏名及び住所が記載されており、これらの情報は実施機関の担当課である教育庁教育振興部指導課(以下「本件担当課」という。)が職務上保有する個人情報である。
- (4) 実施機関においては、千葉県個人情報保護条例に基づき職務上保 有する個人情報の適切な管理が求められている。

そうすると、本件担当課の職員が誤って本件文書を複写し、その

	ことに気付かないまま本件文書の写しを執務室外に持ち出したことは、行政文書開示請求の事務に係る個人情報の取扱いとして不適切であったと言わざるを得ない。 したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。	
調査委員	井上隆行 大田恭子	

<sup>※</sup> 苦情の番号は苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。

情 公 推 第 3 8 号 平成 2 2 年 2 月 4 日

千葉県教育委員会委員長 天笠 茂 様

千葉県情報公開推進会議 会長 多賀谷 一照

千葉県教育委員会の情報公開に係る事務について(通知)

平成21年11月27日付け情公推第32号の2で通知した苦情調査について、当推進会議の苦情処理調査部会において検討した結果、貴委員会の情報公開に係る事務に改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開条例第27条の2第4項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第8条第3項の規定により、別紙のとおり、是正等に関する意見を通知します。

別紙

# 苦情調査結果

# 1 苦情の内容

(H21) 苦情事案2:平成21年5月9日付け

千葉県教育委員会委員長が行った開示決定(教指第2161号、平成21年4月8日) 教育委員会委員長が開示と称し個人情報を漏えいした事実

教育庁指導課担当職員は個人情報が記載された情報を平然と公にした。かかる行為は 厳正に処断しなければ多くの主権者県民の権利を侵害することになる。

# 2 調査結果の概要

- (1) 本事案は、千葉県教育委員会(以下「実施機関」という。)が平成21年4月8日付け 教指第2161号による行政文書開示決定に係る行政文書(以下「開示文書」という。) の開示を写しの交付により行った際に、開示文書とともに「行政文書開示請求書につい て(送付)(平成21年3月19日付け政法第2615号)」という文書(以下「本件文 書」という。)の写しを交付したことに対する苦情であると認められる。
- (2) 実施機関に確認したところ、本件文書の写しが開示文書に混入した原因は、開示文書を用意するために起案文書からコピーをとった際に、誤って本件文書もあわせてコピーをとったためと考えられるとのことである。
- (3)本件文書には、開示請求者である申出人の氏名及び住所が記載されており、これらの情報は実施機関の担当課である教育庁教育振興部指導課(以下「本件担当課」という。)が職務上保有する個人情報である。
- (4) 実施機関においては、千葉県個人情報保護条例に基づき職務上保有する個人情報の 適切な管理が求められている。

そうすると、本件担当課の職員が誤って本件文書を複写し、そのことに気付かないまま本件文書の写しを執務室外に持ち出したことは、行政文書開示請求の事務に係る個人情報の取扱いとして不適切であったと言わざるを得ない。

3 情報公開推進会議(苦情処理調査部会)の意見

本件担当課の職員が誤って本件文書を複写し、そのことに気付かないまま本件文書の写しを執務室外に持ち出したことは、行政文書開示請求の事務に係る個人情報の取扱いとして不適切であったと言わざるを得ない。実施機関においては、具体的な再発防止策を検討するなどし、情報公開に係る事務の適正な処理に努められたい。

# 第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 4 2 号 平成 2 2 年 2 月 2 日

○○○●様

千葉県情報公開推進会議 会長 多賀谷 一照

平成21年8月12日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

### 1 苦情の内容

### (21) 苦情事案3

(1) 情報公開コーナーに検索資料等が置かれていなかった。 分かりやすい検索資料等を備え付けてください。 分かりやすく利用しやすい検索資料等がないと、開示請求するさいに大変に不便 です。

(2)情報公開コーナーにおいて県民(利用者)のプライバシーが確保されていなかった。

#### 処理結果

県民(利用者)のプライバシーを十分に確保してください。 私が調査活動をしているところを、他の利用者にあまり見られたくありません。

### 2 調査の概要

平成21年 8月12日 苦情の申出書の受付

平成21年10月15日 千葉県知事(以下「実施機関」という。) への書面による 調査

平成21年11月 2日 苦情申出人(以下「申出人」という。) へ口頭による調査

平成21年11月 6日 実施機関から調査回答書受付

平成21年12月22日 実施機関へ書面により再調査

平成22年 1月 6日 実施機関から再調査回答受付

平成22年 1月21日 苦情処理調査部会で審議

## 3 処理結果

- (1) 情報公開コーナーに検索資料等が置かれていなかったという苦情について 本事案は、情報公開窓口の総合窓口(以下「窓口」という。)に備えるべき行政 文書を検索するための資料等に係る苦情であると認められる。
- ア 千葉県ホームページ(以下「県HP」という。) に掲載されている資料(「行政文書目録」)では、行政文書を検索するための資料としては不足であり、こうした検索資料の不備が不要な開示請求を招く結果となったのではないかと主張することについて
  - (ア) 当職において、県HPに掲載されている検索資料を見分したところ、申出人が

主張するとおり、行政文書を検索するための資料としては不足であると思料されるため、より充実した検索資料の提供が可能か、実施機関に調査を行った。

- (イ) この点について実施機関から、窓口来訪者等は開示請求制度に不慣れな場合が多く口頭による案内及び説明を行うことにより、円滑な情報公開制度の運用を図ってきたが、今後は、口頭による案内及び説明の充実を図るとともに、「行政文書目録」及び所属ごとの行政文書の第一分類、第二分類及び第三分類を記載した「ファイル管理表」(平成19年度上半期以前に起案等された行政文書については「行政文書分類表」)を閲覧可能なパソコンを備え置き、開示請求者等の一層の利便を図ることとしたと回答があった。
- (ウ) これまで実施機関は、行政文書の検索を含め、窓口来訪者への口頭による案内及び説明により円滑な情報公開制度の運用を図ってきたとのことである。

このことは、開示請求権制度等に不慣れな窓口来訪者に対しては極めて適切な対応であると思料されるものの、必ずしも口頭による案内等を望む開示請求者等ばかりではないということを鑑みると、窓口担当者を介さずとも行政文書の検索を適切に行いうる資料の提供もまた極めて重要である。

苦情の申出時に県田に掲載されていた検索資料(「行政文書目録」)では、 検索に資する資料として不足であったと思料されたものであるが、実施機関に おいて、県田に掲載されている「行政文書目録」及び所属ごとの行政文書の第 一分類、第二分類及び第三分類を記載した「ファイル管理表」等が閲覧可能な パソコンを設置する等、実施機関の事務に改善が認められたものである。

- イ 検索した行政文書が本当に自分の望む行政文書か、開示請求前に知ることができ れば不要な請求をしなくて済むと主張することについて
  - (ア) 開示請求者等が検索した行政文書の内容について、開示請求前に情報提供可能であるか、実施機関に調査を行った。
  - (イ) この点について実施機関から、必要に応じて担当課の職員が文書の内容を説明すること等により対応してきたところ、現行の総合文書管理システムにおいては行政文書の要旨に関するデータを登録することはできず、登録可能とするためにはシステムの抜本的変更が必要となることから、他の方法による利便性向上の可能性を含め、総合文書管理システムの更新に向け検討してまいりたい旨回答があった。
  - (ウ) 検索した行政文書が本当に自分の望む行政文書か、開示請求前に知ることができれば、不要な請求をしなくて済むとの申出人の主張は理解できるものであるが、必要に応じて担当課の職員が文書の内容を説明すること等により対応してきたとする実施機関の事務処理に、特段不適正な点を認めることはできない。
- ウ ある事業の進捗について、その事業に関する行政文書の作成及び収受の状況を随 時知ることができれば、当該事業の進捗状況を知ることができると主張することに ついて
  - (ア) 県HPに掲載される行政文書目録の更新作業の迅速化及び複数回化が可能か調査を行った。
- (イ) この点について実施機関から、今後更新作業の迅速化を図ってゆくとともに、年度内の複数回の更新についても努力してまいりたい旨の回答があった。

- (ウ) 行政文書目録を日々更新することができれば、行政文書の作成及び収受の状況から、県民は事業の進捗状況を知り得るとの申出人の主張は理解できるものであるが、実施機関においては、今後更新作業の迅速化を図るとともに、年度内の複数回の更新についても努力するとのことであり、実施機関の事務処理に特段不適正な点を認めることはできない。
- (2)情報公開コーナーにおいて県民(利用者)のプライバシーが確保されていなかったという苦情について

本事案は、情報公開窓口における県民(利用者)のプライバシーに関する苦情であると認められる。

- ア 情報公開窓口におけるプライバシー確保に関する措置について、調査を行った。
- イ この点について実施機関から、角度によっては、開示請求者等が着席した位置から、他の席で開示等を受けている方が見えることがあること及びそれぞれの席の会話が漏れ聞こえることがあることから、開示事務に係る運用を下記のとおり工夫している旨回答があった。
  - (ア) 複数組の開示が同時に実施されないよう日程調整
  - (イ) 複数組の方が来庁された場合は、できるだけ離れて座るよう案内
- (ウ) テーブル席に座った方の位置に合わせ、衝立を移動することにより、座った 方がカウンター席から見えないよう配慮
- (エ) 一名(一組)の開示請求者に対し続けて複数の実施機関(担当課所)が開示を行う際は、実施機関(担当課所)ごとに開示を実施し、他の実施機関(担当課所)に開示請求内容等が伝わることのないよう調整
- ウ 当職において窓口を検分したところ、申出人の主張するとおり、開示請求者等の プライバシー確保に関する措置に万全が尽くされているとは言い難い状況にある ことは事実である。

一方、実施機関においては、複数組の開示が同時に実施されないよう日程調整を行う、あるいは、一名の開示請求者に続けて複数の担当課所が開示を行う際は、担当課所ごとに開示を実施し、他の担当課所に開示請求内容等が伝わることのないよう調整する等、開示事務に係る運用を工夫することにより、限られたスペースで最大限開示請求者等のプライバシーの確保を図るべく努力していることが認められる。

よって、実施機関の事務処理に特段不適正な点を認めることまではできないが、 開示請求者等のプライバシーが確保されるよう、より適切な措置が講じられるよう 望むものである。

調査委員

伊藤委員、桑波田委員

# 処 理 結 果 通 知 書

情公推 第 4 1 号 平成 2 2 年 2 月 1 日

○○○●様

# 千葉県情報公開推進会議 会長 多賀谷 一照

平成21年10月20日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

### 1 苦情の内容

(H21) 苦情事案4:平成21年10月20日付け

本来、海外帰国子女の特別入学者選抜における入学許可候補者予定人員はホームページなどを通じて県内の受験生及び保護者に広く周知されるべき基本情報と考えるが、千葉県では非公開となっている。予定人員は、受験生が志望校を検討する上でなくてはならない情報のひとつである。県として募集を行う以上、県民に予定人員を周知する責任がある。

今後は、各高校の募集人員の発表と同時に、海外帰国子女の特別入学者選抜における入学 許可候補者の予定人員についても公表していただきたい。

### 2 調査の概要

### 処理結果

平成21年10月20日 苦情の申出書受付

平成21年11月18日 千葉県教育委員会(以下「実施機関」という。)への書面によ る調査

平成21年11月26日 苦情申出人(以下「申出人」という。)への口頭による調査

平成21年12月 4日 実施機関から調査回答書の受付

平成21年12月14日 実施機関への口頭による調査

平成22年 1月21日 苦情処理調査部会で審議

### 3 処理結果

(1) 苦情の趣旨について

本事案は、海外帰国子女の特別入学者選抜における入学許可候補者予定人員(以下「帰国子女の入学許可候補者予定人員」という。)の公表に関する苦情であると認められる。

(2) 帰国子女の入学許可候補者予定人員の公表について

ア 申出人は、「東京都・埼玉県・神奈川県・茨城県においては、ホームページで海外帰国

子女の特別入学者選抜における入学許可候補者募集人員の公表を行っているが、なぜ か千葉県では公表されていない。帰国子女の入学許可候補者予定人員を下回る出願だっ た場合の配慮などが理由で、情報を必要とする受験生に公表されないのであれば本末転 倒である。また、帰国子女の入学許可候補者予定人員は受験生が志望校を検討するうえ でなくてはならない情報の一つ、県として募集を行う以上、県民に帰国子女の入学許可 候補者予定人員を周知する責任がある」と述べている。

イ これに対し実施機関は、「帰国子女の入学許可候補者予定人員については、その在籍する中学校又は特別支援学校等から受験生に周知しているところである。また、帰国子女の入学許可候補者予定人員は、いわゆる募集定員ではなく、あくまで特色ある入学者選抜の選抜枠の一部で、その数を保証するものではなく、受験生が誤解を生じないために、ホームページへの掲載は行っていない」と説明する。

なお、実施機関からは、帰国子女の入学許可候補者予定人員のホームページへの掲載に ついて、今後、検討していく旨の説明があった。

- ウ しかし、実施機関においては、帰国子女の在籍する中学校等から受験生に周知していること、各県立学校の募集定員等の入試情報について、ホームページに掲載していることなどの事実を踏まえると、帰国子女の入学許可候補者予定人員を掲載することにより、受験生が誤解を生じるおそれがあるとする実施機関の主張には、合理的理由がなく、説得力に欠けるといわざるを得ないものである。
- エ また、帰国子女の入学許可候補者予定人員は、海外帰国子女の特別入学者選抜の受験 生や保護者にとって、志望校を決定するうえで関心の高い情報の一つである。
- オ ところで、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第27条では、「実施機関は、(中略)、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等による情報提供施策の推進に努めなければならない。」と規定されているが、情報提供する具体的な内容や手法については、実施機関の判断に委ねられている。
- カ しかし、海外帰国子女の特別入学者選抜における入学許可候補者募集人員を近隣都県ではホームページで公表していること、帰国子女の入学許可候補者予定人員を掲載することにより、受験生が誤解を生じるおそれがあるとする実施機関の主張には合理的理由がないことなどを考えれば、実施機関においては、近隣都県の例や本事案における申出人の意見などを参考にして、より積極的な入試情報の提供に努めるべきものと考える。
- キ なお、調査の結果、本苦情の背景には、電話での実施機関の職員の対応への不満があるものと考えられる。

実施機関においては、電話での問合せに対しても適切な対応に努められたい。

#### 調査委員

菅野 泰 澤田成雄

※ 苦情の番号苦情処理の都合上、当推進会議で便宜的に付したものです。